

《令和5年第4回ふじみ野市議会定例会提出議案広報原稿》

【令和5年11月29日開会】

議案番号	件名	提案説明要旨
報告第35号	専決処分の報告について (損害賠償の額を定めることについて)	<p>1 専決処分理由 損害賠償の額が確定したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定により報告するものです。</p> <p>2 事故の概要 (1)事故発生場所及び内容 ふじみ野市大井中央一丁目1番2において、市職員が車両を駐車しようとした際、事故発生場所付近に駐車していた相手方車両に接触した。 (2)事故発生日 令和5年7月12日 (3)損害賠償額 132,767円</p>
第83号議案	令和5年度ふじみ野市一般会計補正予算(第6号)	<p>1 総括 本補正予算は、歳入については額の確定したもの及び見込額の変更に伴うもの、歳出については制度改正その他の事情変更により補正を余儀なくされるもの及び緊急やむを得ないもの等について編成するものです。</p> <p>2 予算規模 補正前の予算総額 514億5,925万1千円 補正予算額 6億8,154万2千円 補正後の予算総額 521億4,079万3千円</p>
第84号議案	令和5年度ふじみ野市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	<p>1 総括 本補正予算は、人事院勧告等による人件費の増額等に伴い、編成するものです。</p> <p>2 予算規模 補正前の予算総額 101億7,969万3千円 補正予算額 514万8千円 補正後の予算総額 101億8,484万1千円</p>

第 85 号議案	令和 5 年度ふじみ野市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)	<p>1 総括 本補正予算は、人事院勧告等による人件費の増額等に伴い、編成するものです。</p> <p>2 予算規模 補正前の予算総額 92 億 4,937 万 9 千円 補正予算額 349 万円 補正後の予算総額 92 億 5,286 万 9 千円</p>
第 86 号議案	ふじみ野市個人番号の利用事務等に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 改正理由 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正等に伴い、所要の改正を行うため、条例を改正するものです。</p> <p>2 改正内容 本条例において法律を引用している規定及び別表を改正する。</p> <p>3 施行年月日 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の施行の日（一部公布の日）</p>
第 87 号議案	ふじみ野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 改正理由 人事院勧告等を鑑みて一般職の期末手当及び勤勉手当の引上げを実施する中、市議会議員の期末手当について支給月数を引き上げるものです。</p> <p>2 改正内容 期末手当の支給月数を 4.4 月から 4.5 月へ改正する。</p> <p>3 施行年月日 公布の日</p>
第 88 号議案	市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 改正理由 人事院勧告等を鑑みて一般職の期末手当及び勤勉手当の引上げを実施する中、市長、副市長等の期末手当について支給月数を引き上げるものです。</p> <p>2 改正内容 期末手当の支給月数を 4.4 月から 4.5 月</p>

		<p>へ改正する。</p> <p>3 施行年月日 公布の日</p>
第 89 号議案	ふじみ野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	<p>1 改正理由</p> <p>人事院勧告等を鑑みた職員の給与改定等を行うため、ふじみ野市職員の給与に関する条例等の一部を改正するものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>一般職員、暫定再任用職員、任期付職員及び特定任期付職員の給料月額を令和 5 年 4 月 1 日に遡及して引上げる。</p> <p>期末手当について、正規職員は支給月数を 0.05 月分引上げ、2.4 月から 2.45 月とする。再任用職員と任期付職員は支給月数を 0.025 月分引上げ、1.35 月から 1.375 月とする。</p> <p>勤勉手当について、正規職員は支給月数を 0.05 月分引上げ、2.0 月から 2.05 月とする。再任用職員と任期付職員は支給月数を 0.025 月分引上げ、0.95 月から 0.975 月とする。</p> <p>期末手当について、特定任期付職員は支給月数を 0.1 月分引上げ、3.3 月から 3.4 月とする。</p> <p>災害派遣手当について、引用元である新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）の一部改正に伴う条ずれが発生することから、ふじみ野市災害派遣手当等の支給に関する条例（平成 18 年ふじみ野市条例第 10 号）中の条ずれ箇所について改正等を行う。</p> <p>3 施行年月日 公布の日</p>

<p>第 90 号議案</p>	<p>ふじみ野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 改正理由 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和 5 年政令第 243 号）の施行に伴い、条文を整理する必要性が生じたことから、ふじみ野市国民健康保険税条例の一部を改正するものです。</p> <p>2 改正内容 出産予定または出産した被保険者に係る国民健康保険税の軽減措置を創設する。 出産被保険者に係る保険税の所得割額及び均等割額を減額するもので、単胎妊娠の場合は出産予定月（または出産月）の前月から 4 月間、多胎妊娠の場合は出産予定月（または出産月）の 3 月前から 6 月間の保険税を減額対象とする。</p> <p>3 施行年月日 令和 6 年 1 月 1 日</p>
<p>第 91 号議案</p>	<p>ふじみ野市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 改正理由 子ども医療費の支給対象を拡大し、子育てに係る経済的負担を軽減することにより、子どもの福祉の増進を図るため、この案を提出するものです。</p> <p>2 改正内容 子ども医療費の支給対象について、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者を対象とする。</p> <p>3 施行年月日 令和 6 年 4 月 1 日</p>
<p>第 92 号議案</p>	<p>ふじみ野市道路線の認定について</p>	<p>1 提案理由 開発行為の工事完了に伴い、道路の用に供する土地が帰属したため、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、市道路線の認定について、議会の議決を求めるものです。</p> <p>2 認定する市道路線</p>

		<p>市道 A-183 号線</p> <p>3 市道路線の位置 ふじみ野市滝二丁目地内</p> <p>4 幅員及び延長 4.20m～8.16m/34.99m</p> <p>5 供用開始年月 令和 6 年 1 月上旬（予定）</p>
第 93 号議案	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	<p>1 提案理由</p> <p>人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 9 条の規定により人権擁護委員の任期は、3 年となっており、令和 3 年 4 月 1 日に委嘱された山城いづみ氏の任期が、令和 6 年 3 月 31 日をもって満了となるため、同氏を引き続き人権擁護委員として推薦したいので市議会に意見を求めるものです。</p> <p>なお、ふじみ野市の委員数は、7 人となっており、法務大臣から委嘱されています。山城いづみ氏は、今回で 2 期目となります。</p> <p>2 候補者名 山城いづみ 氏</p> <p>3 任期 令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで</p>
第 94 号議案	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	<p>1 提案理由</p> <p>人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 9 条の規定により人権擁護委員の任期は、3 年となっており、令和 3 年 4 月 1 日に委嘱された中野則之氏の任期が、令和 6 年 3 月 31 日をもって満了となるため、その後任として、櫻井信枝氏を人権擁護委員として推薦したいので市議会の意見を求めるものです。</p> <p>なお、ふじみ野市の委員数は、7 人となっており、法務大臣から委嘱されています。</p>

		<p>2 候補者名 櫻井信枝 氏</p> <p>3 任期 令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで</p>
第 95 号議案	ふじみ野市立市民交流プラザ及びふじみ野市立コスモスホールの指定管理者の指定について	<p>1 提案理由 ふじみ野市立市民交流プラザ及びコスモスホールの指定管理者の指定期間が令和 6 年 3 月 31 日をもって満了となることに伴い、次期指定管理者の指定を行いたいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出するものです。</p> <p>2 指定管理者の名称 毎日興業株式会社</p> <p>3 指定期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで</p>
第 96 号議案	ふじみ野市自転車駐車場等の指定管理者の指定について	<p>1 提案理由 ふじみ野市自転車駐車場等の指定管理者の指定期間が令和 6 年 3 月 31 日をもって期間満了となることに伴い、次期指定管理者の指定を行いたいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出するものです。</p> <p>2 指定管理者の名称 株式会社高見沢サイバネティックス</p> <p>3 指定期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで</p>